昭和44年7月26日例規(防)第21号警察本部長

[沿革] 昭和51年5月例規(警)第12号

昭和59年5月例規(警)第9号平成12年1月例規(少)第3号

平成22年3月例規(警)第12号

昭和57年10月例規 (警) 第22号 平成11年3月例規 (警) 第12号

平成20年4月例規(少)第33号

各所属長

少年警察活動を適正、かつ効果的に運用するため、次のとおり「少年補導専門員活動要綱」を制定 し昭和44年8月1日から実施するので、効果的な運用を図られたい。

少年補導専門員活動要綱

第1 目的

この要綱は、少年補導専門員の職務について必要な事項を定め、その効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 活動基準

少年警察活動に関する訓令(平成20年本部訓令第12号。以下「訓令」という。)第4条に定める 少年補導専門員の職務を遂行するため、具体的な活動基準は別表のとおりとする。

第3 職務遂行上の心構え

少年補導専門員は、職務を遂行するに当たって、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 少年警察活動の重要性を認識し、職務を積極的に行うこと。
- (2) 少年及び関係者の理解と信頼を得るように努めること。
- (3) 常に職務上必要な諸法令の研究に努め、少年の特性の理解等専門的知識の習得と技能の向上を図ること。

第4 運用上の留意事項

生活安全部少年課長及び署長は、少年補導専門員の運用に関し、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 少年補導専門員の特性を考慮し、その機能を十分発揮させること。
- (2) 少年補導専門員の本来の職務以外の職務に従事させないこと。
- (3) 少年補導専門員の街頭における勤務は、原則として2人以上で実施させること。

第5 活動日誌の作成

少年補導専門員は、勤務したときは、活動日誌(別記様式)を作成しなければならない。 別表(第2)

任務	細 目	職務内容
非行少年	1 街頭補導	(1) 道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集す
等の発		る施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われ
見、補導		やすい場所における非行少年、不良行為少年、被害少年及び
及び保護		要保護少年の発見
		(2) 発見した非行少年の警察官への引継ぎ
		(3) 発見した不良行為少年、被害少年及び要保護少年につい
		て事案の内容その他の事情の現場調査、注意、助言、保護者
		等への連絡等本人の改善に必要な措置
	2 触法少年事件、ぐ	(1) 触法少年事件及びぐ犯少年事件の調査(少年法第6条の
	犯少年事件、不良行	2 第 3 項に規定する職員として指定された少年補導専門員
	為少年及び要保護	に限る。)
	少年事案の取扱い	(2) 不良行為少年に係る保護者等に対する連絡、引渡し等
		(3) 要保護少年の発見、保護、調査、児童通告等

Ì		
	3 継続補導	訓令第23条の規定による継続的な補導
	4 家出少年等の保	(1) 家出少年に係る行方不明者届の受理
	護	(2) 保護者及び関係者との面接、現地調査等による捜索資料
		の収集
		(3) 街頭補導時における発見
		(4) 立回り予想先の調査
		(5) 家出少年及び迷い子の保護
		(6) 家出少年の調査による福祉犯端緒等の情報収集
	5 被害少年に対す	訓令第84条及び第85条の規定による被害少年に係る活動
	る支援	
その他少	1 少年相談	訓令第2条第1項第13号に規定する相談の受理及び指導、助
年の非行		言等の実施
の防止・	2 有害環境の発見	(1) 少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、
犯罪被害	等	電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の環境の発見
の防止		及び排除のための措置
		(2) 非行少年、不良行為少年等のたまり場等の発見及び解消
	3 少年の非行及び	(1) 少年の非行及び犯罪被害の防止に係る少年、保護者その
	犯罪被害の防止に	他の関係者を対象とする講演等
	関する情報発信及	(2) 関係機関との協議会、講習会等における情報発信
	び広報啓発活動	(3) 街頭広報
		(4) 広報資料の収集及び作成

以下別記様式省略